

「警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令案」等に対する意見の募集について

警察庁では、警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令案及び警備員等の検定等に関する規則の一部を改正する規則案について検討しています。

その内容は別紙1及び別紙2のとおりですので、これについて御意見のある方は、氏名（法人又は団体の場合は、その名称及び代表者の氏名）及び連絡先（住所、電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、日本語にて御意見を提出してください（ただし、氏名及び連絡先の記載は任意です。）。

意見提出先及び意見提出期間は次のとおりです。

意見提出先	インターネット	<ul style="list-style-type: none">・電子政府の総合窓口 e-Gov パブリックコメント意見提出フォーム・電子メール (keibigyo2019@npa.go.jp) <p>※ 電子メールで提出される際は、件名に「パブリックコメント」と必ず御記入ください。</p> <p>※ 電子メールで提出された場合、情報セキュリティの観点から所要の対策が講じられているため、当該電子メールが到達しないおそれがありますので、極力e-Govのパブリックコメント意見提出フォームからの提出をお願いいたします。</p>
	郵送	〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2 警察庁生活安全局生活安全企画課 警備業法施行規則等パブリックコメント担当
	FAX	03-3581-0096 ※ 1枚目に「パブリックコメント」と必ず御記入ください。
意見提出期間	令和元年6月10日（月）から 令和元年7月9日（火）までの間（必着）	

なお、御意見の提出に当たっては、次の事項をあらかじめ御承知ください。

- 1 電話による御意見は受け付けておりません。
- 2 頂いた御意見に対しての個別の回答はいたしません。
- 3 意見提出者の氏名及び連絡先は、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。
- 4 頂いた御意見の内容は、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、必要に応じ公表する可能性があります。

〈 参 考 〉

国家公安委員会・警察庁では、国民にとっての分かりやすさの観点から、内閣府令及び国家公安委員会規則の改正について、いわゆる「改め文」方式ではなく「新旧対照表」方式で行うこととしております。これに伴い、今回公表している内閣府令案及び国家公安委員会規則案の新旧対照表には、従来の新旧対照表（改正案欄と現行欄の相違点を一重傍線のみで表現）とは異なる新たな表記があります。

新たな表記の主なものとその意味は次のとおりです。

【二重傍線】

- 1 改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる標記部分（注）に二重傍線を付しており、その標記部分が同一の場合
改正前欄に掲げる二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を改正後欄に掲げる対象規定に全部改正する。
- 2 改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる標記部分に二重傍線を付しており、その標記部分が異なる場合
改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動する。
- 3 改正前欄に掲げる対象規定に対応するものを改正後欄に掲げていない場合
対象規定を削る。
- 4 改正後欄に掲げる対象規定に対応するものを改正前欄に掲げていない場合
対象規定を加える。

（注）標記部分とは、章、条、項、号、号の細分等の一まとまりの規定の冒頭の「第〇章」、「第〇条」、「1」、「一」、「イ」等の部分をいう。

1 命令等の題名

警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令案

2 根拠となる法令の条項

警備業法（昭和47年法律第117号）第21条第2項

3 改正の概要

(1) 警備員教育における教育時間及び教育頻度の見直し（第38条関係）

各営業所及び警備業務の現場における警備員への指導教育体制の充実及び警備員の質の向上が図られたことで、より短時間の教育で教育目的を達成することができる状況にあることなどを踏まえ、警備員教育における教育時間及び教育頻度を見直すこととする（新任教育※1：30時間以上→20時間以上、現任教育※2：年間16時間以上→年間10時間以上、現任教育の頻度：半年ごと→1年ごと）。

※1 新たに警備業務に従事させようとする警備員に対する教育

※2 現に警備業務に従事させている警備員に対する教育

(2) 警備員教育における実施可能な講義の方法の拡大（第38条関係）

警備員教育において実施可能な講義の方法に、電気通信回線を使用して行うもの（eラーニング等）を追加することとする。

4 施行期日

公布の日

1 命令等の題名

警備員等の検定等に関する規則の一部を改正する規則案

2 根拠となる法令の条項

警備業法（昭和47年法律第117号）第18条、第23条第6項及び第28条

3 改正の概要

(1) 雑踏警備及び空港保安警備業務における配置基準の見直し（第2条関係）

特定の種別の警備業務については、当該業務に係る検定合格警備員を場所や区域ごとに一人又は一人以上配置する必要があるところ、ICT等の技術の進展を踏まえ、雑踏警備業務及び空港保安警備業務を行う場所の範囲を特定するに当たっては、ICT等の技術の利用の状況を勘案するものとする。

(2) 登録講習機関による講習会の実施基準の見直し（第17条関係）

登録講習機関が行う講習会については、講師1人当たりの受講者数が制限（学科講習：40人以下、実技講習：10人以下）されているところ、効率的な講習会の実施により受講者数の増加に資するため、当該制限を撤廃することとする。

4 施行期日

公布の日

改正後

(教育)

第三十八条 「略」

2 基本教育は、次の表の上欄に掲げる警備員（法第二十三条第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている警備員及び指導教育責任者資格者証の交付を受けている警備員を除く。）の区分に応じ、警備業務に関する基本的な知識及び技能に係る同表の下欄に掲げる教育事項について行う教育とする。

警備員の区分	教育事項
一 新たに警備業務に従事させようとする警備員	イ 警備業務実施の基本原則に関すること。 ロ 警備員の資質の向上に関すること。 ハ 警備業法その他警備業務の適正な実施に必要な法令に関すること。 ニ 事故の発生時における警察機関への連絡その他応急の措置に関すること。 ホ 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関すること。

改正前

(教育)

第三十八条 「同上」

2 基本教育は、警備業務に関する基本的な知識及び技能についての教育とし、次の表の上欄に掲げる警備員（法第二十三条第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている警備員及び指導教育責任者資格者証の交付を受けている警備員を除く。）の区分に応じ、同表の中欄に掲げる教育事項について、同表の下欄に掲げる教育時間数以上行うものとする。

警備員の区分	教育事項	教育時間数
一 新たに警備業務に従事させようとする警備員	イ 警備業務実施の基本原則に関すること。 ロ 警備員の資質の向上に関すること。 ハ 警備業法その他警備業務の適正な実施に必要な法令に関すること。 ニ 事故の発生時におけること。	十五時間（最近三年間に警備業務に従事した期間が通算して一年以上である警備員及び警察官の職にあつた期間が通算して一年以上である警備員にあつては

備考	二		
		現に警備業務に従事させている警備員	
備考		イ 警備業務実施の基本原則に関すること ロ 警備業法その他警備業務の適正な実施に必要な法令に関すること。 ハ 事故の発生時における警察機関への連絡その他応急の措置に関すること。	
	二	この表の下欄に掲げる教育事項のうち、同表の一の項二	

備考	二		
		現に警備業務に従事させている警備員	
備考		イ 警備業務実施の基本原則に関すること ロ 警備業法その他警備業務の適正な実施に必要な法令に関すること。 ハ 事故の発生時における警察機関への連絡その他応急の措置に関すること。	ける警察機関への連絡その他応急の措置に関すること。 ホ 護身用具の使用方法その他の護身の方法に関すること。
	二	この表の中欄に掲げる教育事項のうち、同表の一の項二	、五時間

及びホ並びに二の項ハに掲げる教育事項についての教育は、講義の方法及び実技訓練の方法によるものとし、その他の教育事項についての教育は、講義の方法（同表の一の項ロに掲げる教育事項についての教育にあつては、講義の方法又は実技訓練の方法）によるものとする。

三 前号及び次項の講義の方法は、教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行う方法（電気通信回線を使用して行うものを含む。）とする。ただし、電気通信回線を使用し行う講義の方法については、次のいずれにも該当するものに限る。

イ 受講者が本人であるかどうかを確認できるものであること。

ロ 受講者の受講の状況を確認できるものであること。

ハ 受講者の警備業務に関する知識の習得の状況を確認できるものであること。

ニ 質疑応答の機会が確保されているものであること。

3 業務別教育は、警備員を主として従事させる次の表の上欄に掲げる警備業務の区分に応じ、当該警備業務を適正に実施するため必要な知識及び技能に係る同表の下欄に掲げる教育事項について行う教育とする。

及びホ並びに二の項ハに掲げる教育事項についての教育は、講義の方法（教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行う講義の方法をいう。以下同じ。）及び実技訓練の方法によるものとし、その他の教育事項についての教育は、講義の方法（同表の一の項ロに掲げる教育事項についての教育にあつては、講義の方法又は実技訓練の方法）によるものとする。

三 この表の二の項に掲げる警備員に係る基本教育については、当該警備員に対し新たに警備業務に従事させようとする警備員として基本教育を行った日の属する教育期は、同項の下欄に掲げる時間数の教育を行わなくてもよい。

3 「同上」

<p>警備業務の区分</p> <p>教 育 事 項</p>	<p>〔略〕</p> <p>備考 業務別教育は、講義の方法及び実技訓練の方法により、警備業務の区分ごとに、当該警備業務の区分に係る指導教育責任者又は当該教育についてこれと同等の知識経験がある者として国家公安委員会が定める者が行うものとする。ただし、次の各号に掲げる警備員に係る業務別教育については、それぞれ当該各号に定める時間数は、当該教育を受けるべき警備員一人に対して警備業務の区分に応じた一人以上の指導教育責任者、これと同等の知識経験がある者として国家公安委員会が定める者又は二年以上継続して当該警備業務に従事している警備員が行う実地教育の方法によることができる。</p> <p>一 次項の表の一の項及び七の項に掲げる警備員 これらの項の下欄に掲げる教育時間数のうち、業務別教育の時間数を二で除した時間数（当該時間数に三十分以上一時間未満の端数があるときは切り捨てるものとする。第四号において同じ。）又は五時間のいずれか少ない時間数を超えない時間数</p> <p>二 次項の表の二の項に掲げる警備員 同項の下欄に掲げる教育時間数のうち、五時間を超えない時間数</p> <p>三 次項の表の三の項に掲げる警備員 同項の下欄に掲げる教育時間数のうち、二時間を超えない時間数</p>
<p>警備業務の区分</p> <p>教 育 事 項</p>	<p>〔同上〕</p> <p>〔加える。〕</p>

四 次項の表の六の項に掲げる警備員 同項の下欄に掲げる教育時間数のうち、業務別教育の時間数を二で除した時間数又は二時間のいずれか少ない時間数を超えない時間数

4 新たに警備業務に従事させようとする警備員（合格証明書の交付を受けている警備員で当該合格証明書に係る種別の警備業務に従事させようとするもの、指導教育責任者資格者証の交付を受けている警備員で当該指導教育責任者資格者証に係る警備業務の区分の警備業務に従事させようとするもの並びに合格証明書又は指導教育責任者資格者証（法第二条第一項第一号の警備業務に係るものを除く。）及び機械警備業務管理者資格者証の交付を受けている警備員で機械警備業務に従事させようとするものを除く。）に対する教育は、次の表の上欄に掲げる警備員の区分に応じ、同表の中欄に掲げる教育の種類について、同表の下欄に掲げる教育時間数以上行うものとする。

一	警備員の区分	教育の種類	教育時間数
	二の項から七の項までに掲げる警備員以外の警備員	基本教育及び業務別教育	二十時間
合格証明書の交付を受けている警備員で当該合格証明書に係る種別			

4 前項の業務別教育は、次の表の上欄に掲げる警備員の区分に応じ、同表の下欄に掲げる教育時間数以上行うものとする。

一	警備員の区分	教育時間数
新たに当該業務別教育に係る警備業務に従事させようとする警備員（合格証明書の交付を受けている警備員で当該合格証明書に係る種別の警備業務に従事させようとするもの、指導教育責任者資格者証の交付を受けている警備員で当該指導教育責任者資格者証に係る		十五時間

三	二
<p>合格証明書の交付を受けている警備員で当該合格証明書に係る種別の警備業務以外の警備業務に従事させようとするもの又は指導教育責任者資格者の交付を受けている警備員で当該指導教育責任者資格者証に係る警備業務の区分以外の区分の警備業務に従事させようとするもの（二の項及び六の項に掲げる警備員を除く。）</p>	<p>警備業務以外の警備業務に従事させようとするもの又は指導教育責任者資格者証の交付を受けている警備員で当該指導教育責任者資格者証に係る警備業務の区分以外の区分の警備業務に従事させようとするもの（二の項及び六の項に掲げる警備員を除く。）</p>
業務別教育	業務別教育
三時間	十時間

<p>現に当該業務別教育に係る警備業務に従事させている警備員（合格証明書）</p>	<p>二 新たに当該業務別教育に係る警備業務に従事させようとする警備員で最近三年間に当該警備業務に従事した期間が通算して一年以上であるもの（合格証明書の交付を受けている警備員で当該合格証明書に係る種別の警備業務に従事させようとするもの、指導教育責任者資格者証の交付を受けている警備員で当該指導教育責任者資格者証に係る警備業務の区分の警備業務に従事させようとするもの及び機械警備業務に従事させようとする警備員で機械警備業務管理者資格者証の交付を受けているものを除く。）</p>	<p>警備業務の区分の警備業務に従事させようとするもの、機械警備業務に従事させようとする警備員で機械警備業務管理者資格者証の交付を受けているもの及び二の項に掲げる警備員を除く。）</p>
	五時間	

<p>備業務に従事させようとするものうち、最近三年間に当該警備業務に従事した期間が通算して一年以上であるもの</p>	<p>四 機械警備業務管理者資格者証の交付を受けている警備員で機械警備業務に従事させようとするもの（五の項及び六の項に掲げる警備員を除く。）</p>	<p>五 機械警備業務管理者資格者証の交付を受けている警備員で機械警備業務に従事させようとするものうち、最近三年間に警備業務に従事した期間が通算して一年以上であるものは警察官の職にあつた</p>
	<p>基本教育</p>	<p>基本教育</p>
	<p>十時間</p>	<p>三時間</p>

<p>三 国家公安委員会が定めるものに限る。 （の交付を受けている警備員で、当該合格証明書に係る種別の警備業務に従事させているもの及び指導教育責任者資格者証の交付を受けている警備員で当該指導教育責任者資格者証に係る警備業務の区分の警備業務に従事させているものを除く。）</p>	<p>教育期ごとに、五時</p>
<p>備考</p> <p>一 業務別教育は、講義の方法及び実技訓練の方法により、警備業務の区分ごとに、当該警備業務の区分に係る指導教育責任者又は当該教育についてこれと同等の知識経験がある者として国家公安委員会が定める者が行うものとする。ただし、この表の一の項又は二の項に掲げる警備員に係る業務別教育については、これらの項の下欄に掲げる教育時間数のうち、それぞれ八時間又は三時間を超えない時間数は、当該教育を受けべき警備員一人に対して警備業務の区分に応じた一人以上の指導教育責任者、これと同等の知識経験がある者として国家公安委員会が定める者又は二年以上継続して当該警備業務に従事している警備員が行う実地教育の方法によることができる。</p> <p>二 この表の三の項に掲げる警備員に係る業務別教育については、当該警備員に対し新たに警備業務に従事させようとする</p>	

<p>期間が通算して一年以上であるもの</p>	<p>六 最近三年間に業務別教育に係る警備業務の区分の警備業務に従事した期間が通算して一年以上である警備員で当該区分の警備業務に従事させようとするもの(三の項及び五の項に掲げる警備員を除く。)</p>	<p>基本教育及び業務別教育</p>	<p>七時間</p>
<p>七 最近三年間に業務別教育に係る警備業務の区分の警備業務に従事した期間が通算して一年以上である警備員で当該区分以外の区分の警備業務に従事させようとするもの又は警察官の職にあつた期間が通算して一年以上である</p>	<p>基本教育及び業務別教育</p>	<p>十三時間</p>	

する警備員として業務別教育を行った日の属する教育期は、当該業務別教育に係る警備業務の区分に関しては、同項の下欄に掲げる時間数の教育を行わなくてもよい。

警備員（二の項から六の項までに掲げる警備員を除く。）

5

現に警備業務に従事させている警備員（合格証明書（国家公安委員会が定めるものに限る。）の交付を受けている警備員で当該合格証明書に係る種別の警備業務に従事しているもの及び指導教育責任者資格者証の交付を受けている警備員で当該指導教育責任者資格者証に係る警備業務の区分の警備業務に従事しているものを除く。）に対する教育は、次の表の上欄に掲げる警備員の区分に応じ、同表の中欄に掲げる教育の種類について、毎年度、同表の下欄に掲げる教育時間数以上行うものとする。

	警備員の区分	教育の種類	教育時間数
合格証明書の交付を受けている警備員で当該合格証明書に係る種別の警備業務以外の警備業務に従事させているもの、合格証明書（国	一 二の項に掲げる警備員以外の警備員	基本教育及び業務別教育	十時間

「項を加える。」

<p style="text-align: center;">二</p> <p>家公安委員会が定めるものを除く。)の交付を受けている警備員で当該合格証明書に係る種別の警備業務に従事させているもの又は指導教育責任者資格者証の交付を受けている警備員で当該指導教育責任者資格者証に係る警備業務の区分以外の区分の警備業務に従事させているもの</p> <p style="text-align: center;">業務別教育</p> <p style="text-align: center;">六時間</p>	<p style="text-align: center;">備考</p> <p>一 この表の一の項に掲げる警備員に係る基本教育については、当該警備員に対し新たに警備業務に従事させようとする警備員として基本教育を行った日の属する年度は、行わなくてもよい。</p> <p>二 この表に掲げる警備員に係る業務別教育については、当該警備員に対し新たに警備業務に従事させようとする警備員として業務別教育を行った日の属する年度は、当該業務別教育に係る警備業務の区分に関しては、行わなくてもよい。</p>
--	--

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	6 〔略〕
	5 〔同上〕

改正後

(特定の種別の警備業務の実施基準)
 第二条 警備業者は、前条各号に掲げる警備業務を行うときは、次の表の上欄に掲げる種別に応じ、同表の中欄に掲げる警備員を、同表の下欄に掲げる人数を配置して、当該種別に係る警備業務を実施させなければならない。

種別	一 空港保安警備業務	警備員		1 空港保安警備業務に係る第四条に規定する一級の検定に係る法第二十三条第四項の合格証明書(以下「合格証明書」という)の交付を受けている警備員(以下「一級検定合格警備員」という。)	空港保安警備業務を行う場所ごとに、一人
----	------------	-----	--	---	---------------------

改正前

(特定の種別の警備業務の実施基準)
 第二条 「同上」

種別	一 空港保安警備業務	警備員		1 空港保安警備業務に係る第四条に規定する一級の検定に係る法第二十三条第四項の合格証明書(以下「合格証明書」という)の交付を受けている警備員(以下「一級検定合格警備員」という。)	空港保安警備業務を行う場所ごとに、一人
----	------------	-----	--	---	---------------------

<p>〔略〕</p>		<p>2 空港保安警備業務に係る一級検定合格警備員又は第四条に規定する二級の検定に係る合格証明書₁の交付を受けている警備員（以下「二級検定合格警備員」という。）</p>	<p>エックス線透視装置が設置される場所ごとに、一人以上</p>
<p>四 雑踏警備業務</p>	<p>1 雑踏警備業務に係る一級検定合格警備員</p>	<p>雑踏警備業務を行う場所（当該雑踏警備業務の実施の適正の確保上当該場所が二以上の区域に区分される場合に限る。）ごとに、一人</p>	

<p>〔同上〕</p>		<p>2 空港保安警備業務に係る一級検定合格警備員又は第四条に規定する二級の検定に係る合格証明書₁の交付を受けている警備員（以下「二級検定合格警備員」という。）</p>	<p>エックス線透視装置が設置される場所ごとに、一人以上</p>
<p>四 雑踏警備業務</p>	<p>1 雑踏警備業務に係る一級検定合格警備員</p>	<p>雑踏警備業務を行う場所（当該場所の広さ、当該場所において予想される雑踏の状況、当該雑踏警備業務に従事する警備員の人数及び配置の状況その他の事情により当該雑踏警備業務の実施の適正の確保上当該場所が二以</p>	

<p>備考</p> <p>一 この表の一の項の1の下欄の空港保安警備業務を行う場所の範囲を特定するに当たっては、手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査（以下「手荷物等検査」という。）に用いられる金属探知機、エックス線透視装置その他</p>	<p>〔略〕</p>		<p>2 雑踏警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員</p>	
		<p>雑踏警備業務を行う場所ごと（当該雑踏警備業務の実施の適正の確保上当該場所が二以上の区域に区分される場合には、これらの区域ごと）に、一人以上</p>		

<p>〔加える。〕</p>	<p>〔同上〕</p>		<p>2 雑踏警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員</p>	
		<p>上の区域に区分される場合に限る。）ごとに、一人</p> <p>雑踏警備業務を行う場所ごと（当該場所の広さ、当該場所において予想される雑踏の状況、当該雑踏警備業務に従事する警備員の人数及び配置の状況その他の事情により当該雑踏警備業務の実施の適正の確保上当該場所が二以上の区域に区分される場合には、これらの区域ごと）に、一人以上</p>		

の機械器具（以下「手荷物等検査用機械器具」という。）の性能、情報通信技術の利用の状況その他の事情を勘案するものとする。

二 この表の四の項の1及び2の下欄の区域を特定するに当たっては、雑踏警備業務を行う場所の広さ、当該場所において予想される雑踏の状況、当該雑踏警備業務に従事する警備員の人数及び配置の状況、情報通信技術の利用の状況その他の事情を勘案するものとする。

（講習会の実施基準）

第十七条 「略」

「一、四 略」

「号を削る。」

五〇十四 「略」

別表第一（第六条関係）

種別	試験区分	科目	
		科目	判定の基準
空港保安警備業務	学科試験	「略」	
		手荷物等検査に関	1 手荷物等検査用機械

（講習会の実施基準）

第十七条 「同上」

「一、四 同上」

五〇 学科講習の受講者の数は講師一人につき四十人以下とし、実技講習の受講者の数は講師一人につき十人以下とすること。

六〇十五 「同上」

「一号ずつ繰り上げる。」

別表第一（第六条関係）

種別	試験区分	科目	
		科目	判定の基準
空港保安警備業務	学科試験	「同上」	
		手荷物その他の航	1 金属探知機、エック

備考 表中の「」の記載は注記である。

[略]		
	[略]	すること。
		器具の構造、作動原理及び機能に関する高度に専門的な知識を有すること。 [2～5 略]

[同上]		
	[同上]	空機に持ち込まれる物件の検査（以下「手荷物等検査」という。）に関すること。
		ス線透視装置その他の手荷物等検査に用いられる機械器具（以下「手荷物等検査用機械器具」という。）の構造、作動原理及び機能に関する高度に専門的な知識を有すること。 [2～5 同上]